

中国当局は国際価格カルテル摘発に初めて乗り出しました

中国国家発展改革委員会は、2013 年 1 月 4 日、韓国及び台湾の液晶パネル（LCD）製造会社 6 社（サムスン電子、LG 電子、群創光電、友達光電、中華映管、瀚宇彩晶）に対して、2001 年から 2006 年に行われた価格協定行為について制裁金を課した旨公表しました。本件は、中国国家発展改革委員会が初めて国際的な価格カルテルを摘発したもので、違法な価格協定行為に対して同委員会がこれまでに課した制裁金の中で最高の金額です。

背景

2006 年 12 月以降中国国家発展改革委員会に中国のカラーテレビ製造会社から寄せられた苦情を受け、同委員会は中国本土における液晶パネルの価格協定行為について、サムスン電子、LG 電子、群創光電、友達光電、中華映管、瀚宇彩晶に対する調査を開始しました。¹

液晶パネルはテレビ、パソコンのモニター、ノートパソコンその他の電子機器に使用されています。

調査

中国国家発展改革委員会による調査において、上記 6 社は、台湾及び韓国で 53 回にもわたって行われた、中国本土での液晶パネル画面の市場データの交換や価格協定を目的とする“クリスタル会議”に関する情報を含め、価格協定行為についての情報を提供しました。そのような会議は頻繁に行われ、ほぼ月に一度のペースで開かれていました。

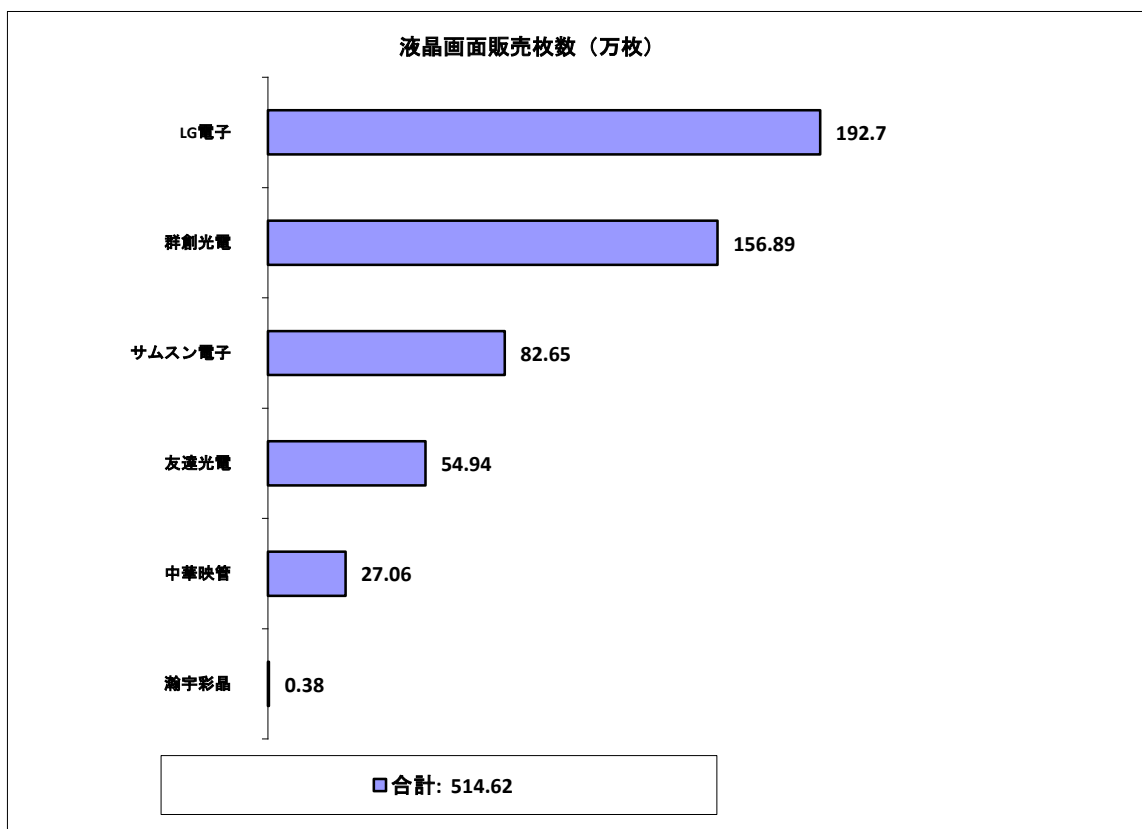
上記 6 社は、カルテルが行われた 2001 年から 2006 年の間に 500 万枚以上の液晶パネル画面を販売し、2 億 800 万元（約 3300 万米ドル、又は、約 2500 万ユーロ）以上の違法な利益を得ました。²

中国国家発展改革委員会の調査で、液晶パネルは薄型テレビの製造コストの 7 割から 8 割を占め、カルテルによりカラーテレビの画面の製造コストが著しく引き上げられたことが判明しました。これにより結果的には中国のテレビ業界及び消費者の利益が害されました。

中国国家発展改革委員会は調査に数年かけていますが、いつから調査を開始したかは明らかではありません。中国の行政法は価格法違反の消滅時効を 2 年（違法行為が発生した時点、又は、違反行為が継続する場合には違法行為が完了した時点から起算して 2 年）と定めています。中国国家発展改革委員会の決定では、かかる消滅時効の起算点も完了した時点も明確にはしていません。

¹ 2013年1月4日付の当事務所中国独禁法Alerter：「中国国家発展改革委員会が液晶パネル画面製造会社によるクロスボーダー・カルテルに対して制裁金を課しました。」をご参照ください。本ブリーフィングでは、本件に関する当事務所の分析をお伝えします。

² 上記は、1米ドル=6.2804元、1ユーロ=8.2377円で計算しています。



制裁金

中国国家発展改革委員会は、合計 1 億 4400 万元（約 2300 万米ドル、又は、約 1700 万ユーロ）の制裁金を上記 6 社に課しました（各会社に対する制裁金の金額としては、LG 電子、群創光電及びサムスン電子の各社に課せられた金額が最も高いものとなっています。）

中国国家発展改革委員会は、液晶パネル画面を購入した中国のカラーテレビ製造会社に対して、上記 6 社が得た利益から 1 億 7200 万元（約 2700 万米ドル、又は、2100 万ユーロ）を返還するよう命令し（公表された情報によれば、既に 6 社はこの返還を終えています。）、残りの 3675 万元（約 585 万米ドル、又は、446 万ユーロ）を没収し、制裁金の合計金額は 3 億 5200 万元³（約 5600 万米ドル、又は、約 4300 万ユーロ）となりました。

改善措置

上記の制裁金に加えて、6 社は以下を義務付けられています。

- 中国の法律を厳しく遵守し、市場における競争を維持するよう最大限努め、他社及び消費者の正当な権利及び利益を守ること。
- 中国のカラーテレビ製造会社に対して公平に商品を提供するよう、また、高性能・ハイテク製品を供給するに際して全ての顧客を平等に扱うよう、最大限努めること。
- 中国のカラーテレビ製造会社に対して、18 か月から 36 カ月の期間の保証期間を提供すること。

³ 各社に課せられた制裁金の金額は中国国家発展改革委員会のプレス・リリースで公表されています。もっとも、それらの合計金額は、中国国家発展改革委員会のプレス・リリースで伝えられている3億5300万元との合計金額とは合致しません。

分析

中国国家発展改革委員会は初めて国際的なカルテルを調査し、EU 及び米国同様、液晶パネル製造会社によるカルテルに対する制裁金課金による取締まりを実行しました。⁴ 本件は、中国国家発展改革委員会が違法な価格協定行為に対して制裁金を課したもののうちで最高の金額の制裁金を課したものです。本件を経て、今後中国においては、競争確保のための法の執行がどのようなものとなっていくのでしょうか。

中国当局が国際カルテルの処罰を開始したことから、カルテルに対して中国当局がより強固な姿勢を取り始めたことが明らかとなったと言えます。また、このことは中国においても課徴金減免制度を活用した方が望ましい結果となる場合もあることも示唆しています。

今日では、100 カ国以上において、何らかの形で競争法が定められていますが、現時点では、実際に積極的に競争法を施行しているのはごくわずかです。中国国家発展改革委員会の本件での決定から、中国に影響を及ぼすカルテルに対する当局の強い姿勢がうかがわれます。今後は中国当局もカルテルに対して強い姿勢で法を執行していくことが予測されることから、カルテル参加者は、中国国内においてであれ、中国に影響を及ぼす多国籍の企業間の共謀であれ、中国において課徴金減免を申請するメリットを検討する必要があります。

中国国家発展改革委員会は価格法に基づき本件の液晶パネルの価格カルテルの件の決定を下しましたが、価格法は、独占禁止法と異なり、中国国家発展改革委員会に違法なカルテル行為を自主的に通知したカルテル参加者に対する課徴金減免の制度を定めていません。もっとも、中国国家発展改革委員会は価格法に基づいて制裁金を課すに際して裁量を有していますので、カルテルに関与した会社は、制裁の軽減若しくはより軽い制裁、又は、警告処分で終わることを期待して中国国家発展改革委員会に情報を提供し協力することが考えられます。⁵ 中国国家発展改革委員会の報道資料によれば、液晶パネルの価格カルテルである本件に関与した上記 6 社それぞれに課された制裁金が軽減された程度は一律ではありません。おそらく、中国国家発展改革委員会への協力の度合いにより異なるものと推測されます。友達光電は制裁金を全額免除され、カルテルが行われた期間に同社が液晶パネル販売から得た 2189 万元（約 350 万米ドル、又は、約 270 万ユーロ）を、（中国のカラーテレビ製造会社に）返還するようにとの命令を受けただけでした。⁶

独占禁止法では、カルテルに関与した者が中国の競争管轄当局にカルテルについて通報し協力した場合に制裁金の全部又は一部を免除する旨定めています。⁷ “関連情報” 及び “重要な証拠” を最初に自主的に提出した者には制裁金の全額免除も可能です。⁸ また、中国国家発展改革委員会の課徴金減免制度によればカルテルの首謀者がかかる行為をした場合も、制裁金の全面的な免除が可能と解されます。⁹ 続いて情報提供するカル

⁴ EUにおいては、欧州委員会は、本件に関与したうちの数社に対して、合計6億4890万ユーロの制裁金を課したとされています。また、米国では、司法省から罰金を科され、民事訴訟を提起された会社もあります。罰金は合計130億米ドル以上になっており、今日までに13人の役員が有罪判決を言い渡されています。

⁵ 最近の事例では、中国国家発展改革委員会によるビーフンの価格協定のカルテルのケース、緑豆の価格協定のカルテルのケースがあります。これらの事例は、以下のリンクにてご覧頂けます。http://jjs.ndrc.gov.cn/fjgld/t20100331_338237.htm、http://www.ndrc.gov.cn/jggj/zhd/t20110216_395185.htm

⁶ ある中国の報道資料によれば、本件カルテルを通報したのは友達光電であるとされています。仮に事実とすれば、それがゆえに同社は制裁金を課せられなかったとも解釈できます。

⁷ 独占禁止法第46条第2項

⁸ 価格に関連する独占禁止に関する法執行のための手続規定第14条（次のリンクにてご覧頂けます。http://jjs.ndrc.gov.cn/zcfg/t20110104_389401.htm） 商工業における独占契約の管理に関する規定第11条の13、独占契約及び優越的地位の濫用に関する案件の調査及び処理に適用される手続についての商工業管理当局の規定第20条（次のリンクにてご覧いただけます。http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdzjz/zcfg/zcfg/201101/t20110107_103378.html、http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdzjz/zcfg/zcfg/200910/t20091013_71551.html）

⁹ 広東省の海砂の価格カルテルの調査資料をご覧ください。次のリンクにてご覧いただけます。http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20121026_510834.htm 広東省当局は海砂の価格をつり上げるよう共謀したとして3社に制裁金を課しています。制裁金は首謀者である2社及びカルテルにより最も利益を得たカルテル参加者に課せられました。首謀者の1社は制裁金を50%免除されました。

テル参加者に対しては、中国国家発展改革委員会の課徴金制度に従い、段階的に制裁金が減免されます。二番目に情報提供した者は、制裁金の 50%以上の免除を受ける可能性があります。その後続く情報提供者は制裁金を最大で 50%免除される可能性があります。¹⁰ 独占禁止法では、正式なマーカーシステム（申請のみ先に行い、後から詳細な資料を提出する制度）がありません。そのようなシステムがないこと、及び、中国国家発展改革委員会が課徴金減免申請者が受けうる制裁金の減免に明らかに限界を設けているように解される状況においては、カルテルに参加した会社の中には中国において課徴金減免を申請することに慎重になる会社もあるかもしれません。¹¹

（中国に影響を及ぼすような）カルテルに関与した会社は、少なくとも独占禁止法に基づいて、中国で損害賠償請求の訴えを提起される可能性もあります。本件において、損害を受けた中国のカラーテレビ製造会社が損害賠償を請求するかは今のところ明らかではありません。中国国家発展改革委員会が中国のテレビ製造会社に対して 1 億 7200 万元を返還するよう上記 6 社に命令を出したことで、損害賠償を請求される可能性は低減したかもしれません。しかしながら、（購入した）液晶パネルに対して過剰に代金を支払ったことにより損害を被った中国のテレビ映像会社が、上記の返還金額に加えてさらに損害賠償を請求する可能性があることは否定できません。

中国国家発展改革委員会は今後もしばらくは競争制限的な行為に対して、独占禁止法（2007 年）とともに、価格法（1999 年）も適用し続ける可能性があります。

価格に関連する行為に責任を負っている中国国家発展改革委員会は、独占禁止法とともに価格法を執行する権限も有しています。これらの二つの法律における競争を阻害する価格協定行為に関する規定は概ね類似しています。中国国家発展改革委員会は、価格法に基づき上記 6 社にして制裁金を課しました。独占禁止法は 2007 年に導入されましたが 2008 年から施行されており、6 社によるカルテル行為は、それより以前に行われたものであったためです。中国の行政法により、中国国家発展改革委員会は独占禁止法を遡って適用することができず、独占禁止法の施行以前の競争を阻害する行為に対してより高額な制裁金を課することができませんでした。中国国家発展改革委員会の見解では、液晶パネル画面のマーケット情報その他機密情報を交換し、液晶パネル画面の価格を協定したことは、価格法第 14 条第 1 項に反して中国本土における市場価格を操作したものであり、「市場価格を操作するよう共謀することで、・・・（6 社は）他社及び消費者の正当な利益を阻害した」とされています。

中国国家発展改革委員会の報道発表資料によれば、独占禁止法が施行された 2008 年 8 月以降に開始された、又は、介入されることなく継続した、競争を阻害する行為を同委員会が調査することを躊躇しない姿勢が伺われます。もっとも、同委員会は、以前から（独占禁止法よりも）価格法を適用する傾向にあります。独占禁止法と異なり、価格法では関連する市場を特定することは不要であり、競争への影響を明示すること等も必要ではないためです。少なくとも、これら二つの法律が相互に整合性をもったものとなるよう整えられるまでは、同委員会にとって、価格法は（カルテル等に）介入する代替的な手段となっています。

中国における競争制限的な行為に対して課せられる制裁金は、特に独占禁止法に基づいて課せられた場合には、非常に高額なものとなる可能性があります。

¹⁰ 中国の国家工商行政管理局の同様の課徴金減免制度においては、二番目及びその後の情報提供者が受けうる減免の程度について明らかにしていません。また、同制度においては首謀者は課徴金の減免を受けることができないとされているように解されます。

¹¹ 中国の法律では、弁護士とクライアントとの間の機密特権は認められていないことにも注意する必要があります。その結果、クライアントとその弁護士（中国法の資格を有する弁護士、国際法律事務所における外国法弁護士、及び社内弁護士を含む。）との間のやりとりは、かかる機密特権により保護されていません。他の国で機密特権として守られると考えられる情報であっても、中国国家発展改革委員会や国家工商行政管理局による調査においては提出を命じられる可能性があります。

中国国家発展改革委員会が本件で課した制裁金は、今までで最高の金額でした。同委員会が、価格操作行為を含めた違法な価格協定行為に対して価格法に基づいて課することができる制裁金の総額は、独占禁止法に基づいて課される制裁金の総額と比べてかなり低いものとなっています。制裁金は、（独占禁止法においては（前年の）売上高に基づいて算出されますが）価格法では（違法に得た）利益に基づいて算出されます。中国国家発展改革委員会は制裁金の金額を決定するに当たり裁量を有しており、その金額は上記の液晶パネル製造会社6社の場合と同様、違法に得た利益と同額の金額からその5倍の金額の範囲で決定されます。¹²

液晶パネルの価格カルテルに関する本件では、2億800万元の利益を得たとの報告によれば、中国国家発展改革委員会は最高で10億4000万元（約1億6600万米ドル、又は、1億2600万ユーロ）の制裁金を課することができました。この合計金額からすると、実際に課せられた制裁金は、おそらく懲罰の意味合いというよりは象徴的なものと考えられます。中国国家発展改革委員会が液晶パネルの価格カルテルの件で課した制裁金（及び他の経済的な制裁）は、EU及び米国における巨額の制裁金・罰金に比べるとたいした金額とは言えません。中国国家発展改革委員会が独占禁止法に基づいて液晶パネル製造会社を糾弾していたら制裁金は非常に高額なものとなっていたことは明らかです。価格法に依拠したことで、結果は大きく異なりました。独占禁止法は中国の競争管轄当局に（競争を阻害する行為をした）会社の年間売上高の1%から10%の制裁金を課す権限を与えています。¹³

より一般的な観点で言えば、中国国家発展改革委員会の本決定からは、中国でビジネスを行う会社の商業的行為に対してより厳しく調査していく当局の姿勢が伺われます。

近年では、中国国家発展改革委員会及びその各地方の組織は、価格法及び/又は独占禁止法に基づいて中国における中国の会社及び外国の会社双方が関与する価格協定行為や濫用的な価格決定行為を含めた、違法な価格決定行為を調査してきました。¹⁴

中国国家発展改革委員会及びその各地方の組織は、49件の価格に関連する案件を調査し、そのうち20件において（制裁金に関する決定も含めた）最終的な決定を下しました。これらの決定は、製薬業界、製紙業界、保険業界、セメント業界、海砂業界、乳製品業界、そして、現在では、ハイテク業界も含めた、広範囲の業界に及んでいます。2011年においては、中国国家発展改革委員会は、ユニリーバに対して、価格を引き上げる意図を公表し、同業者間で価格を引き上げるよう調整したとして、価格法に基づいて200万元（約32万米ドル、又は、約24万ユーロ）の制裁金を課しました。中国国家発展改革委員会は、同社が「価格引き上げについての情報を捏造し、かかる情報を広める」ことで、「市場における秩序を乱し」価格法第14条第3項に抵触したと結論付けました。中国国家発展改革委員会は、その後、ユニリーバの行為は価格に関する談合行為に該当する可能性があり、独占禁止法に抵触する可能性もあったとも指摘しています。

近年の中国国家発展改革委員会による決定において繰り返し現れているテーマとして、中国の社会秩序や市場秩序に対する、又は、外国からの輸入や技術に大きく依存している中国の業界に対する脅威の認識、が挙げられます。中国国家発展改革委員会の最新の決定においても同様のことが言えます。液晶パネルのカルテルに関する同委員会による報道資料においても、同委員会の決定により、中国のテレビ製造会社の競争環境が改善され、上記6社が18か月から36カ月の保証期間を提供することにより、中国のテレビ製造会社は、3億9500万元（約6300万米ドル、又は、約4800万ユーロ）の支出を削減できるとされています。中国国家発展改革委員会による決定の基となっている、中国の産業界ひいては中国の消費者を保護するという目的は、

¹² 違法な価格協定行為に対する行政罰に関する規定第4条

¹³ 海砂の価格に関するカルテルの案件では、広東省物価当局はカルテルに関与した3社に制裁金を課しました。うち1社は（減免措置を経て）その売上高の5%に相当する金額の制裁金を課され、残り2社はいずれもその売上高の10%に相当する金額の制裁金を課せられたと報告されています。

¹⁴ 国家工商行政管理局も同様の対応をとっています。

企業結合審査案件で最近課された行動的問題解消措置における目的と非常によく似ています。¹⁵

結論

中国国家発展改革委員会による調査は数年にわたって行われましたが、これは他の国におけるカルテルに対する調査と異なるものではありません。

本件は、中国に影響を及ぼす国際的なカルテルを含めて、あらゆるカルテルに対して中国当局が本格的に調査を行っていくことを強く示唆しています。中国でビジネスを行う会社にとっても、競争を阻害する行為が中国の外で行われるものであっても、中国当局による調査対象となることが明らかとなりました。クロスボーダーのカルテルに関与した会社は、カルテル行為が中国に影響を及ぼすものであれば、他の国において課徴金減免の申請をすることを検討するとともに、中国においても課徴金減免を申請すべきか、慎重に検討する必要があります。中国においてカルテルに関与した会社は、中国で課徴金減免を申請するメリットを検討する必要があります。

中国当局が、中国の産業界に影響を及ぼす、又は、社会秩序や市場秩序を乱すような、他のカルテル及び競争制限行為を注視していることから、（制裁金を課せられる可能性も含めた）当局による調査を受ける案件の件数が着実に増えて行くことが予測されます。中国国家発展改革委員会の報道資料によれば、同委員会は独占禁止法に基づいて調査を行い、競争を阻害する行為を処罰し、カルテル参加会社に対してより高額な制裁金を課す考えであることが明らかにされています。

中国において競争法を遵守することは、急速に重大なリスク管理事項となっており、定期的に競争法順守のための研修を行うことが重要です。既存のコンプライアンス・プログラム及び内部規則を見直し、強化し、それらが十分な内容となっているのみならず、中国において実行可能な内容となっている必要があります。

¹⁵ 最近の事例では、Uralkali社/Silvinit社（主に肥料に使われる塩化カリウム製造会社の件）、Seagate社/Samsung社、Western Digital社/HGST社、Google社/Motorola社、及び、ARM社/Giesecke & Devrient社/Gemalto社のようなIT・ハイテク業界における企業結合審査案件が挙げられます。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

水口美穂

(みずぐちみほ)

パートナー、東京事務所

T: +(81 3) 5561 6408

E: miho.mizuguchi@cliffordchance.com

上田かや

(うえだかや)

アソシエイト、上海事務所出向中

T: +86 21 2320 7392

E: kaya.ueda@cliffordchance.com

Ninette Dodoo

(ニネット・ドッドゥー)

カウンセラー、北京事務所

中国独占禁止法プラクティス代表

T: +86 10 6535 2256

E: ninette.dodoo@cliffordchance.com

Bai Yong

(バイ・ヨン)

シニアアソシエイト、北京事務所

T: +86 10 6535 2286

E: yong.bai@cliffordchance.com

Yang Liu

(ヤン・リウ)

アソシエイト、北京事務所

T: +86 10 6535 2235

E: liu.yang@cliffordchance.com

Angie Ng

(アンジー・ング)

登録外国法弁護士、香港事務所

T: +852 2826 3403

E: angie.ng@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2013

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.